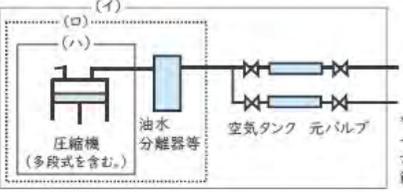
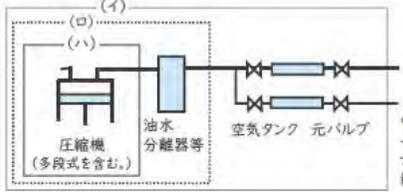


正 誤 表

標題書籍の記載に下表右欄のような誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、下表左欄のとおり訂正します。

正	誤
<p>9頁、上段</p> <div data-bbox="120 507 873 1026"> <p>高圧ガス保安法の適用を除外される主なもの(2)</p> <p>図11-2 法第3条、政第2条第5項1号、2号</p> <p>① *圧縮装置内(圧縮機と同様の圧縮機構で空気を圧縮し、同装置内で加工、成形する機器類を含む。また、空気分離装置に用いられているものを除く。)の温度35℃における圧力が5MPa以下の空気</p> <p>② 圧縮装置(空気分離装置に用いられているものを除く。設置条件有り。)内の温度35℃における圧力が5MPa以下の不活性ガス</p>  <p>*圧縮装置とは、設備の配置からみて一体として管理されるものとして設計されたもので(イ)、(ロ)又は(ハ)の範囲内の装置をいう。</p> </div> <div data-bbox="884 507 1133 1026"> <p>関連条項</p> <p>法第3条 ▶法規集 3頁</p> <p>政令第2条第5項第1号、第2号 ▶法規集 133頁</p> </div>	<p>9頁、上段</p> <div data-bbox="1133 507 1886 1026"> <p>高圧ガス保安法の適用を除外される主なもの(2)</p> <p>図11-2 法第3条、政第2条3項1号、2号</p> <p>① *圧縮装置内(圧縮機と同様の圧縮機構で空気を圧縮し、同装置内で加工、成形する機器類を含む。また、空気分離装置に用いられているものを除く。)の温度35℃における圧力が5MPa以下の空気</p> <p>② 圧縮装置(空気分離装置に用いられているものを除く。設置条件有り。)内の温度35℃における圧力が5MPa以下の不活性ガス</p>  <p>*圧縮装置とは、設備の配置からみて一体として管理されるものとして設計されたもので(イ)、(ロ)又は(ハ)の範囲内の装置をいう。</p> </div> <div data-bbox="1897 507 2154 1026"> <p>関連条項</p> <p>法第3条 ▶法規集 3頁</p> <p>政令第2条第3項第1号、第2号 ▶法規集 133頁</p> </div>
<p>訂正箇所：3項1号 → 5項1号</p> <p>3項第1号 → 5項第1号</p>	

正

9頁、下段

高圧ガス保安法の適用を除外される主なもの(3)

図11-3

法第3条、
政第2条第5項5号、6号

- ① 液化プロピレンの製造のための設備外における当該ガス
- ② 常時他の設備と配管により接続されていないオートクレーブ(バッチ式反応釜)内における高圧ガス
(ただし、水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。→適用除外されない!)

関連条項

法第3条
▶法規集 3頁
政令第2条第5項第5号 第6号
▶法規集 133頁

訂正箇所：3項5号 → 5項5号

3項第5号 → 5項第5号

誤

9頁、下段

高圧ガス保安法の適用を除外される主なもの(3)

図11-3

法第3条、
政第2条3項5号、6号

- ① 液化プロピレンの製造のための設備外における当該ガス
- ② 常時他の設備と配管により接続されていないオートクレーブ(バッチ式反応釜)内における高圧ガス
(ただし、水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。→適用除外されない!)

関連条項

法第3条
▶法規集 3頁
政令第2条第3項第5号、第6号
▶法規集 133頁

正

10頁、上段

高压ガス保安法の適用を除外される主なもの(4)

図11-4

法第3条
政令第2条第5項9号

ガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備内の高压ガスであつて、当該設備内のガスの容積が0.15m³以下のものうち、告示で定めるもの
(政令第2条第5項第9号)(施行令関係告示第4条の2)

1. 分析機器内における高压ガス(分析機器の例→超臨界流体クロマトグラフ分析装置)
2. エアバッグガス発生器内における高压ガス
3. 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する空気銃又は準空気銃内における高压ガス
4. 消火活動のため使用される放水銃内における高压ガス
5. 3及び4に規定する空気銃、準空気銃、又は放水銃へ高压ガスを充填するための設備内における高压ガス
6. 冷凍設備へ高压ガスを充填するための設備内における高压ガス

(1~6のいずれも該当条件があるが記載省略)

関連条項

法第3条
▶法規集 3頁
政令第2条第5項第9号
▶法規集 134頁

誤

10頁、上段

高压ガス保安法の適用を除外される主なもの(4)

図11-4

法第3条、
政令第2条第3項9号

ガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備内の高压ガスであつて、当該設備内のガスの容積が0.15m³以下のものうち、告示で定めるもの
(政令第2条第3項第9号)(施行令関係告示第4条の2)

1. 分析機器内における高压ガス(分析機器の例→超臨界流体クロマトグラフ分析装置)
2. エアバッグガス発生器内における高压ガス
3. 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する空気銃又は準空気銃内における高压ガス
4. 消火活動のため使用される放水銃内における高压ガス
5. 3及び4に規定する空気銃、準空気銃、又は放水銃へ高压ガスを充填するための設備内における高压ガス
6. 冷凍設備へ高压ガスを充填するための設備内における高压ガス

(1~6のいずれも該当条件があるが記載省略)

関連条項

法第3条
▶法規集 3頁
政令第2条第3項第9号
▶法規集 134頁

訂正箇所：3項9号 → 5項9号

3項第9号 → 5項第9号 (2カ所)

正

13頁、上段

第一種ガスとは
 図14-1

法第5条、政第2条、
 一般第101条

比較的災害の発生のおそれ小さいものとして指定された次の10種類の高圧ガス

* ヘリウム	* キセノン
* ネオン	* ラドン
* アルゴン	* 窒素
* クリプトン	* 二酸化炭素
* フルオロカーボン <small>(難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)</small>	

関連条項

法第5条
 ▶法規集 5頁
政令第2条
 ▶法規集 134頁
 一般則第101条
 ▶法規集 313頁

訂正箇所：政令第3条 → **政令第2条**

誤

13頁、上段

第一種ガスとは
 図14-1

法第5条、政第2条、
 一般第101条

比較的災害の発生のおそれ小さいものとして指定された次の10種類の高圧ガス

* ヘリウム	* キセノン
* ネオン	* ラドン
* アルゴン	* 窒素
* クリプトン	* 二酸化炭素
* フルオロカーボン <small>(難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)</small>	

関連条項

法第5条
 ▶法規集 5頁
 政令第3条
 ▶法規集 134頁
 一般則第101条
 ▶法規集 313頁

正	誤
<p>14頁、上段</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高压ガスの燃焼性、毒性等による区分（一般則第2条「用語の定義」） 図14-3</p> <p>不活性ガス（政令第2条により「第一種ガス」となる。）</p> <p>一般則第2条第1項第4号に掲名したガスヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。→不燃性、難燃性のものが該当） （可燃性ガスに該当しないフルオロカーボンとして、フルオロオレフィン1234yf、フルオロオレフィン1234ze及びフルオロカーボン32（爆発下限界13.8%、同上限界29.9%）が含まれる。（政令第3条表中第1号、一般則第101条、製造細目告示第15条参照→これら規定により「第一種ガス」となる。））</p> <p>特定不活性ガス（政令第2条により「第一種ガス」となる。）</p> <p>一般則第2条第1項第4号の2により、特定不活性ガス 不活性ガスのうち、フルオロカーボンであって、温度60度、圧力0パスカルにおいて着火したときに火炎伝ばを発生させるもの</p> </div> <div style="width: 50%; background-color: #e0f2f1; padding: 5px;"> <p>関連条項</p> <p>一般則第2条第1項第4号、第4号の2 ▶法規集 206頁</p> </div> </div> <p>訂正箇所：政令第3条により → 政令第2条により (2カ所)</p>	<p>14頁、上段</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高压ガスの燃焼性、毒性等による区分（一般則第2条「用語の定義」） 図14-3</p> <p>不活性ガス（政令第3条により「第一種ガス」となる。）</p> <p>一般則第2条第1項第4号に掲名したガスヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。→不燃性、難燃性のものが該当） （可燃性ガスに該当しないフルオロカーボンとして、フルオロオレフィン1234yf、フルオロオレフィン1234ze及びフルオロカーボン32（爆発下限界13.8%、同上限界29.9%）が含まれる。（政令第3条表中第1号、一般則第101条、製造細目告示第15条参照→これら規定により「第一種ガス」となる。））</p> <p>特定不活性ガス（政令第3条により「第一種ガス」となる。）</p> <p>一般則第2条第1項第4号の2により、特定不活性ガス 不活性ガスのうち、フルオロカーボンであって、温度60度、圧力0パスカルにおいて着火したときに火炎伝ばを発生させるもの</p> </div> <div style="width: 50%; background-color: #e0f2f1; padding: 5px;"> <p>関連条項</p> <p>一般則第2条第1項第4号、第4号の2 ▶法規集 206頁</p> </div> </div>

特別民間法人高压ガス保安協会 試験・教育事業部門

e-mail : book@khk.or.jp